



手数料は何に使われるの?



手数料は「ごみ処理経費」と「新しい指定袋の製造や流通のための経費」として使われることとなります。



不法投棄が増えないか心配!



- 不法投棄を未然に防ぐため、パトロールの強化・充実を図っていきます。
- 行政や警察、住民の皆さんと連携して効果的な監視体制を構築します。
- わかりやすいごみ分別のパンフレットの配布を通して分別の仕方や処分の連絡先などを詳しく説明して不法投棄を未然に防ぐよう取り組んでいきます。



指定ごみ袋販売所を募集します

仙南地域広域行政事務組合では、ごみ有料化にあたって指定ごみ袋を住民の方に販売して頂く取扱店を募集します。

1 指定ごみ袋販売所の主な業務

- (1) 指定ごみ袋の販売及び在庫管理
- (2) ごみ処理手数料の徴収と指定金融機関への納付

2 売りさばき手数料

袋の販売価格の5%

3 募集対象

仙南地域内の小売店等で、住民に直接物品を販売する店舗であり、組合の家庭ごみ有料化制度の趣旨を理解し、ご協力いただけすること。

4 募集要項の配布

配布日時: 平成24年1月10日(火)から

配布場所: 仙南地域広域行政事務組合業務課及び仙南2市7町の衛生担当課
申請書類は組合ホームページ <http://www.az9.or.jp/gyoumu/> からもダウンロードできます。

ご不明な点はお住まいの市や町、又は仙南地域広域行政事務組合までお問い合わせ下さい。(仙南広域 業務課 Tel 0224-52-2870)

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・
村田町・柴田町・川崎町・丸森町・
仙南地域広域行政事務組合



このリーフレットは再生紙を使用しています。

仙南地域で家庭ごみの有料化が始まります

限りある資源、身近にも影響が現れ始めた地球温暖化。私たちは、この仙南地域の豊かな自然や環境を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

仙南2市7町と仙南地域広域行政事務組合ではごみのさらなる減量化・資源化を進めるため、平成24年7月から家庭ごみの有料化を実施します。



白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町
柴田町・川崎町・丸森町・仙南地域広域行政事務組合

平成24年7月家庭ごみ有料化スタート

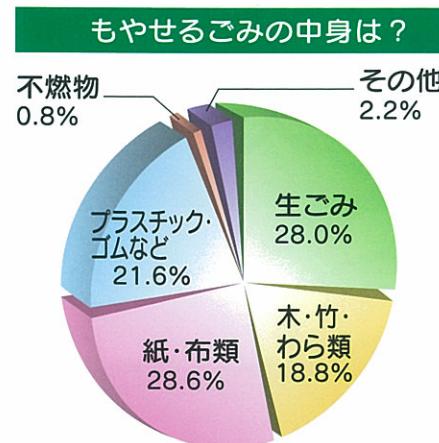
家庭ごみの有料化って具体的にどうなるの?

有料化がなぜ必要なのか、料金は? 袋はどうなるの?
その疑問にお答えします。

Q なぜ有料化が必要なの?

A 仙南地域から出るごみの量は年間5万3千トン。

その処理にかかる費用は8億6千万円にものぼります。(平成22年度実績)
これは一人当たりでは年間4,685円。1世帯では13,382円にもなります。



仙南地域ではこれまで分別の見直しや資源回収を通じてごみの減量化に取り組んできましたが、まだまだごみの中に資源になるものがたくさん含まれています。

これらの分別を進めるためには一人ひとりにごみ減量の必要性を実感していただく事が不可欠だと考えます。ごみの有料化はそのための新たな取り組みです。

そもそも家庭ごみの有料化って?

A 家庭ごみの有料化は、日常生活から出るごみについて、量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただくしくみです。

ごみを多く出す人は負担が増え、減らす取り組みをした人は負担が少なくなることで負担の公平化が図られ、ごみの減量化につながります。

ごみの有料化に期待されること

1. ごみの減量・リサイクルにつながります
2. ごみ処理費用の負担が公平になります
3. ごみ処理の財源が確保され費用も削減されます



Q いつから始まるの?

A 家庭ごみの有料化は当初、平成23年10月のスタートを予定していました。
しかし、去る3月11日に発生した東日本大震災で、仙南地域でも大きな被害が発生し、皆さんの家庭でもかなりの影響を受けられていることなどから、実施を延期して平成24年7月からのスタートと致しました。

有料化になるのは…

もやせるごみ
もやせないごみ

ポイント!



Q どんなごみが有料化になるの?

A ●「もやせるごみ」と「もやせないごみ」が対象です。
●「資源ごみ」は有料化しません。
これは分別や資源化をさらに進めていくためです。

Q 有料化でごみ袋はどうなるの? 料金は?

A 有料化では、ごみを出す際にごみ処理手数料が含まれた新しい指定ごみ袋を購入していただくことになります。

新しい指定ごみ袋は「もやせるごみ」「もやせないごみ」のどちらにも使える「共通指定ごみ袋」に変わります。

サイズもこれまでのL・M・Sサイズのほか、小出しにできて使いやすいSSサイズ(10リットル)が新たに加わります。
また、袋は使いやすいレジ袋型になります。

価格は次の通りです。

サイズ	価 格 (1枚)
L (45リットル)	50円
M (30リットル)	40円
S (20リットル)	30円
SS (10リットル)	20円

※ 販売は10枚単位となります。



なお共通指定ごみ袋は、登録制の指定ごみ袋取扱店で販売することとなります。

Q 残った今のごみ袋はどうしたらいいの?

A これまでの指定袋は、平成24年7月の有料化スタートから平成24年10月末までの4か月の間に限り、袋の種類にかかわらず資源ごみ袋としてお使い頂けます。有料化スタートに向けて計画的な購入をお願いします。